

# 令和元年度 **浜田教育事務所だより** 第76号 令和元年11月21日

- ◆企画幹あいさつ (p.1) ◆人権同和教育について (p.2-3) ◆特別支援教育について (p.4)
- ◆各市町の取組～大田市～ (pp.5-7) ◆各市町の取組～川本町～ (pp.7-8)

## 「攻め」のふるさと教育 社会教育スタッフ企画幹 久佐 日佐志

『「攻め」のふるさと教育。』

先日、ある研修会でうかがった言葉です。ふるさと教育は、平成17年から県内すべての小・中学校、学年・学級で取り組まれています。また、現在の教育改革の核となる、「社会に開かれた教育課程」・「教育の魅力化」の基盤となる取組であったり、推進体制や地域との信頼感を築いてきたりした、島根県が誇れる教育活動であることは皆さんご存じのとおりです。では、「攻め」のふるさと教育とはどのようなことでしょうか。一緒に考えていきたいと思います。



ふるさと教育の定義は「地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動」であり、目指すものは、「ふるさとへの愛着や誇りの醸成」、「地域に貢献しようとする意欲の喚起」です。

また、ふるさと教育の活動を4つの前置詞で示すことがあります。子供の発達段階に応じた活動になっているかを振り返ったり、地域との関係性や活動の質を振り返ったりする指標となるかもしれません。

- In : 地域の中で、体験・知る
- About : 地域について、学ぶ・考える
- For : 地域のために、行動・挑戦
- With : 地域と共に、未来を描く・結ぶ

次に、ふるさと教育の1つの効果や現状として、子供たちの地域に対する認識や学び等を全国学力学習状況調査【児童生徒質問紙】《学校質問紙》(H30・R1)の結果から観ていきます。

### 【今、住んでいる地域の行事に参加しているか】

- 小学校 島根県 76.3% (全国 62.4%)
- 中学校 島根県 54.5% (全国 50.6%)

### 【地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があるか】

- 小学校 島根県 65.1% (全国 63.8%)
- 中学校 島根県 64.1% (全国 59.3%)

このことから、地域行事には比較的参加していて、地域や社会で起こっている問題や課題に関心を持っていることが分かります。

一方で、次のような結果もあります。

【地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある】 小学校 島根県 45.9% (全国 49.9%)  
中学校 島根県 39.3% (全国 38.6%)  
《地域や社会をよくするために何をすべきか考えさせるような指導を行いましたか》  
小学校 島根県 73.8% (全国 79.1%)  
中学校 島根県 69.5% (全国 71.6%)

ここからは、関心と学びのギャップ、学びと指導のギャップなどを読み取ることができます。地域に親しみ、地域で起こっている問題や課題には関心を示しつつも、自分のこととして考えることが出来ていないといえるかもしれません。

ここで、新学習指導要領の方向性から、ふるさと教育を捉え直してみます。改訂の方向性を示すキーワードに“何を学ぶか”“どのように学ぶか”“何ができるようになるか”があります。これらは単独で機能するものではなく、学びの文脈、すなわち“なぜ学ぶのか”“何のために思考するのか”が重要であるといわれています。（「こんなこと学んで何の意味があるの？」といった子供の問いかけに出合われたことはありませんか？）

ふるさと教育で認識した親しみや愛着のある地域で、自分たちを支えてくれる素敵な大人たちや仲間と共に、今まで学んだことが活かされ、自分自身の成長や地域の活性化に期待感が持てる、そんな学習が見通せたり、体感できたりするとすれば、子供たちにとって確かな学びの内発的な動機付けになるのではないのでしょうか。ふるさと教育で培われるものには、“学びに向かう力”を高めるたくさんの種もあると考えられます。（学年が進んでInやAboutに留まっていたのは難しいかもしれません）

また、子供の資質・能力をどのように高めるのか、学びの文脈の起点として地域課題を位置づけると必然的に教科横断的な視点を取り入れたカリキュラム・マネジメントが進んでいくことも期待できます。

「攻め」のふるさと教育とは、ひと・もの・こと・地域課題を活かした教育活動であり、地域課題に仮説を立て、地域と協働しながら自らの行動で検証していく教育活動といえます。

教育の魅力化、社会に開かれた教育課程の実現は、見方を変えると、今までふるさと教育で培ってきた強みを「攻め」のふるさと教育として、ブラッシュアップさせるチャンスといえるかもしれません。

## 人権・同和教育について

### 進路保障の充実のために 人権・同和教育指導員 竹中律子

「近年、特別な支援を必要とする子供や、家庭の経済状況の困難さから就学援助を必要とする子供への対応が増加しています。また、いじめの問題等、教育現場が直面する課題は複雑化・多様化してきています。これまで以上



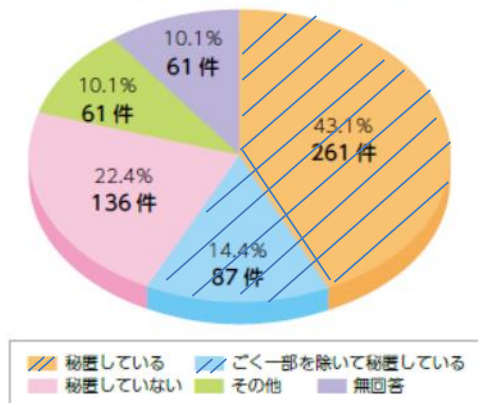
に子供たち一人一人の『学ぶ権利』を保障するための学校づくりを推進していく必要があります。」とのまねがきのもと、平成27年に人権指導資料第2集「しまねがめざす人権教育」が出されて、今年で5年目になります。

これより前、平成15年に「性同一性障がい者の性別の取り扱い特例に関する法律」が成立。それ以降、社会の関心の高まりとともに、性同一性障がいに係る児童生徒について、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められるようになってきました。

そこで、平成28年に性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう、文部科学省より「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が出されました。

民間調査によれば、自身が「LGBT」をはじめとする性的マイノリティであると答えた人が8%あり、これは12～13人に1人の割合とのことです。また、平成26年の学校における性同一性障がいに係る対応に関する状況調査では、対応に関する現状に関して、「他の児童生徒や保護者に対する取り扱い（秘匿の状況）」については、右記のグラフが示されています。グラフから分かるように、約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていますが、約6割の児童生徒（斜線部分）は、基本的に他の児童生徒等には知らせていません。

● 他の児童生徒や保護者に対する取扱い（秘匿の状況）



近年 LGBT 等に関する講演会が多くなりました。その際、性同一性障がいをはじめとする性的マイノリティの子供たちの学校での「困り感」（「困り感」は学研の登録商標です）等についても聞くことが多くなりました。トイレ、制服、体操着、髪型、呼称への「困り感」をはじめ、更衣室で着替えられない、水泳や部活へ参加できない、本名がじっくりこないという違和感。さらには、まわりの子供たちからのいじめやかからかい、暴力、LGBT の児童生徒がいないことが前提にされている学校の先生の無神経な言葉で傷つく等々です。

「自殺総合対策大綱」（平成24年）においては、「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」ともあります。

学校では、性的マイノリティの子供たちの悩みをしっかりと受けとめ、対応していく必要とともに、そのための教職員の理解への促進が急がれます。

※「性同一性障がい」：トランスジェンダーの中で、さまざまな不適応が顕著に表れているときに医師から受ける診断の名称です。現在は「障がい」ではないということで、「性別違和」の表現にかわってきています。

※「性的マイノリティ」：性同一性障がいに係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものとの捉えへかわっています。

\*\*\* \*\*

「性別」を判断する基準として、ジェンダーといわれる社会的・文化的に形成された男女の違いによって判断してきた、いわゆる「私たち」は、性的マイノリティについて理解するためには、まずは、用語についての理解も必要かと考えます。

### その1：『性』を捉える要素

「性」を4つの要素（性自認・性的指向、そして生物学的性と性表現）でみた場合

#### 『性』を捉える4つの要素

- ① **こころの性（性自認）** ※自分の性別をどう思うか
- ② **からだの性（生物学的性）** ※からだつき、性遺伝子など
- ③ **表現する性（性表現）** ※服装、しぐさ、言葉遣いなど
- ④ **好きになる性（性的指向）** ※好きになる相手の性別

性自認とは、自分の性別をどう思うか・・・ということで、「こころの性」といわれることもあります。こころの性・好きになる性は、それぞれにいろいろなあり方があることから、「性はグラデーション」ともいわれます。

### その2：4つの要素における「からだの性」と「こころの性」の関係

シスジェンダーといわれる「からだの性」と「こころの性」が一致するという感覚をもつ人がいる一方で、トランスジェンダーといわれる「からだの性」と「こころの性」が一致しないという感覚をもつ人もいます。

### その3：「好きになる性」（性的指向）

詳しくみると、**ゲイ**（同性を好きになる男性）、**レズビアン**（同性を好きになる女性）、**バイセクシュアル**（性別にかかわらず、異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）、**ヘテロセクシュアル**（異性愛者）、**Aセクシュアル**（無性愛者）があります。

### その4：「LGBT」という言葉

- L：レズビアン（女性の同性愛者）
- G：ゲイ（男性の同性愛者）
- B：バイセクシュアル（両性愛者）
- T：トランスジェンダー

（「からだの性」と「こころの性」が一致しないという感覚をもつ人）

お気づきのように LGBT 以外にも、様々なセクシヤリティの人がいます。そこで、最近では、すべての人が持っている性指向、性自認を意味する「SOGI(ソジ）」が使われるようになってきています。

\*\*\* \*\*

平成28年の資料には、学校生活の各場面での支援の例として次のような情報提供がなされています。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(平成27年4月30日児童生徒健康長通知)の別紙より

また、相談体制等についても記載があります。

- ① 支援の土台として、学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育を推進すること。
- ② 学校では、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと。
- ③ 教職員が、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すこと。心ない言動を慎むこと。

発達段階からみると、「こころの性」と「からだの性」は胎児期に始まり、「表現する性」は幼児期に、好きになる性は学童期・青年期にだんだん顕著になってきます。思春期により深刻になることではありますが、子供たちは、早くから（小学生から）自分の性に違和感をいだくという状況があるとともに、両親・家族の戸惑い、当事者に対する圧力・強要等もあると聞きます。

「進路保障」の理念に基づいた取組を進める際に、その背景にあるものとして、いじめ、発達障がい、部落差別などとともに、性的指向・性自認についてもしっかりと考えてみる必要があります。

各学校で、そのための研修や取組が進むことを願っています。

## 特別支援教育について

### 学校教育スタッフ指導主事 大橋 里沙

今年度から学校教育スタッフとして浜田教育事務所に勤務することになりました。よろしくお願いいたします。今回は、学校訪問と、「自立活動」「各教科等を合わせた指導」についてお伝えします。



#### ●学校訪問について

今年度も、「特別支援学級及び通級指導教室における指導力の向上、各学校の特別支援教育の推進及び体制整備の充実に資する」という目的で学校訪問を計画しております。特別支援教育は、校長先生をはじめ学校全体で取り組んでいくものであり、学校訪問をとおして、校内全職員で特別支援教育について考える機会にさせていただければと思います。研究協議について「原則全員参加」とさせていただいております。

また、特別支援学級、通級指導教室の公開授業については、特別支援学級、通級指導教室ならではの学習である「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」をお願いしています。研究授業、研究協議をとおして、特別支援学級、通級指導教室、学習内容、児童生徒などについて、理解を深めていただく機会になればと思っています。

皆さんと一緒に特別支援教育について考えていくことのできる時間を楽しみにしています。

#### ●「各教科等を合わせた指導」とは？

「各教科等を合わせた指導」とは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うこと（学校教育法施行規則第130条第2項参照）です。児童生徒の障がいの状態等によっては、各教科等に分けて指導するよりも、できるだけ体験的・実地的な内容を取り入れながら、各教科等の内容を合わせて指導を行うことが効果的であることから、代表的なものとして、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などが実施されています。これらの学習は指導形態のことであり、教科の名称ではありません。また、各教科等の目標及び内容に照らした学習評価が必要になります。

各教科等を合わせて授業を行う際には、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等を考慮し、一部なのか全部なのかについて十分検討する必要があります。

#### ●「自立活動」とは？

「自立活動」とは、特別支援学校の教育課程に設けられた、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域です。「自立活動」について、『小学校・中学校学習指導要領』『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』をまとめると、以下のようになります。

教育の場	自立活動の指導の取扱い
特別支援学級	・障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
通級指導教室	・特別支援学校学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。
通常の学級	・障がいのある児童生徒などについては、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。（自立活動の内容を参考にして）

「自立活動」の指導は、教育活動全体を通じて行うものとされています。特別支援学級や通級指導教室の先生方はもちろんのこと、児童生徒に関わる全ての方々にも、「自立活動」について理解をしていただきたいと思っています。『自立活動編』には、日々の指導・支援に役立つことがたくさん書かれています。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

#### —お知らせ—

- 特別支援教育研修会のご案内●  
(令和元年度切れ目ない支援体制整備充実事業)

島根大学教職大学院  
原 広治 先生 講演会

期日：令和2年1月11日（土） 午後  
場所：浜田合同庁舎 2F 大会議室  
詳細：近日ご案内予定  
浜田教育事務所 HP 掲載予定

## 大田市の取組

### 「第60回 島根県教育研究大会(大田大会)を終えて」 大田市教育委員会 派遣指導主事 浄西 昭憲

前日までの雨模様の天候が嘘のように晴れ上がり、秋空ののぞくすばらしい天候の10月25日(金)、「第60回島根県教育研究大会(大田大会)・令和元年度島根県教育課程研究集会・第11回大田市学校教育研究大会」が、「主体的に学び、豊かな関わりの中で、未来を切り拓こうとする子どもの育成」を大田大会主題に掲げ、県内より多数の先生方にお集まりいただき、盛大に開催されました。



当日は、大田二中校区の1中学校5小学校で授業が公開されました。五十猛小(特別活動)、静間小(算数)、鳥井小(算数:複式)、久手小(図工・家庭科)、朝波小(理科)、大田二中(数学・理科・特別活動)其々の学校の研究主題を紹介します。

- 五十猛小学校 「互いに認め合い、仲間とともに進んで取り組む子どもの育成～話し合い活動を通して～」
- 静間小学校 「自ら考え、ともに学び合いながら考えを深める子どもの育成」
- 鳥井小学校 「自ら考え、確かに表現し、学び合う子どもの育成」
- 久手小学校 「自分を見つめ、互いのよさを認め合う児童の育成～必然的に伝え合う場の設定を通して～」
- 朝波小学校 「なぜ・ふしぎを楽しむ子どもの育成」
- 第二中学校 「豊かな心をもち、自ら学ぶ生徒の育成～生徒同士の関わり合いのある学習を通して～」

この数年間、各校においては、研究主題のもと、校内研究が重ねられ、その成果を発表や授業を通して公開されました。新学習指導要領全面実施を目前にし、その成果が今後のより深い実践へとつながっていくよう、期待したいと思います。

午後の部では、「AI vs.教科書が読めない子どもたち」の著者として有名な新井紀子氏の記念講演がありました。RST(リーディング・スキル・テスト)の実践を通して、今の子供たちの読解力についての考察や、今の時代をリードするAIの特性など、貴重なお話が聞けました。「意味を理解して読み、書き、問題解決できることが、AIに対する人間の優位性」との示唆があり、学力育成について改めて考える機会となりました。

### 「たてとよこのつながり」を大切に 大田市教育委員会 派遣指導主事 生越 徹

この4月から大田市の特別支援教育推進の担当をしています。今年度大田市では幼児期通級指導教室が開設され、これまで以上に、早期からの一貫した支援体制を整備することができたと感じています。私も幼児期の子供たちや保護者の方とお会いする機会が増え、新鮮な気持ちで勤めさせていただいています。



そのような取組のなかで、特に二つのことを感じています。

一つ目は、その子供の過去・現在・未来、つまり「たてのつながり」をイメージしながら関わることの大切さです。私に関わることができるのは今現在の子供です。しかし、一人一人の子供に関わる際には、この子供はこれまでどのような育ちをしてきたのか、今どのような困難を抱えているのか、これからどのような力を付けていく必要があり、そのためにはどのような支援をするべきなのかをイメージするように心がけています。

二つ目は、子供を中心として保護者、保育園・所、幼稚園、学校、地域、関係機関、もちろん教育委員会が

☆☆☆事務所だよりカラー版を島根県教育庁浜田教育事務所 HP に掲載していますのでご覧ください☆☆☆

「よこのつながり」を大切にすることがあるということです。子供たちは家庭、園、学校を中心としながら、地域や関係機関の支援を受けて生活しています。それぞれの場所でその子供に関わりのある人々がつながっていくこと、それぞれの支援をつなげていくことが子供にとって住みやすい、そして成長できる社会になっていくと感じています。

実際には、各学校の教職員・支援員・介助員、相談支援チームのメンバー、就学支援委員会の委員、通級指導教室担当者、行政や関係機関の方々など様々な立場の方と一緒に仕事をさせていただき、皆さんの広い見識や高い専門性に感心させられる毎日です。私も大田市の子供たちが地域や社会と豊かに関わりながらしっかりと育っていくことができるように、精一杯努めたいと思っています。

## 「現状維持は衰退の始まり」 大田市教育委員会 派遣指導主事 山崎 勲

「人間、ともすると変わることにおそれを持ち、変えることに不安を抱く。しかし、すべてのものが刻々と変化する今日、現状に案ずることは、即、後退につながる。今日より明日、明日より明後日と日に新たな改善を心がけよう。(松下幸之助氏の言葉より)」



派遣指導主事（生徒指導担当）として2年目を迎えました。各校の生徒指導体制充実には何が必要か、そのために市教委担当者としてできることは何かを考え例年踏襲ではなく新たな改善策を模索しています。その中で、スクールソーシャルワーカー活用事業について、新たに取り組んだこと（取り組もうとしていること）を報告します。

### ①スーパーバイザーの活用

島根県西部のSSWスーパーバイザーである岩金俊允氏から助言していただける機会を設けました。執筆の時点で2回、年度末にかけてさらに2回の訪問が計画されています。さらに、SSWそれぞれの個別相談にも電話やメールで応じていただきます。今まで得られなかった専門的な知識・手法が学べることに期待しています。

### ②全校訪問とSSW活用リーフレット作成

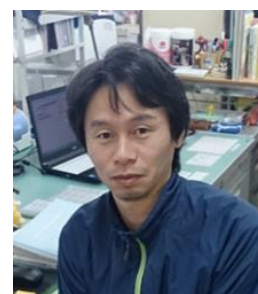
1学期中に市内の全小中学校をSSWとともに訪問し、管理職や生徒指導担当者等との顔合わせ、情報交換を行いました。その際、リーフレットを使って説明し、SSWの役割や仕組みについて、各校の理解が深まるよう努めました。

### ③民生児童委員等との連携

公的には連携が図られていなかった民生児童委員等との合同研修会を計画中です。協力体制の構築に留まらず、事例検討などを通してともに学び合える環境を作りたいと考えています。

## 「ひとづくり」と「まちづくり」 大田市教育委員会 社会教育主事 岩谷 和樹

大田市教育委員会 社会教育課に勤務して3年目になりました。大田市には7つの公民館（教育委員会所管）と27のまちづくりセンター（首長部局所管）が設置されており、公民館は『ひとづくり』まちづくりセンターは『まちづくり』というそれぞれの役割を担いながら、様々な事業や取組を行っています。派遣社会教育主事として、公民館の職員の皆さんの相談にのったり、アドバイスをしたりするのは当然のことですが、時には、まちづくりセンターへも足を運び、職員の方と様々な話をすることもあります。



教育を通して主体性や地域を担っていかこうとする意識を育まれた方々は、地域の活動に参加することで新た

☆☆☆事務所日よりカラー版を島根県教育庁浜田教育事務所 HP に掲載していますのでご覧ください☆☆☆

なことを学び、次の活動につなげていく。そういった、学びと活動の循環を生むためには「ひとづくり」と「まちづくり」を区別して考えていくのではなく、一体的に考えていく必要があると思います。

今年度、大田市では公民館のあり方検討会を開催し、これからの社会教育がまちづくりに果たす役割について様々な立場の方から意見をいただきました。改めて両者を一体的に考える必要性を感じ、大田市として今後、どのようにそれを具現化していくのかを考えているところです。

地域の方からは「地域を担うリーダー的な存在の方がいない」「まちづくりに関わってくださる人はいつも同じだ」といった声をよく聞きます。そういった課題を解決していくための手段が社会教育だと思います。社会教育を通じて、地域を担う人を育て、これからの地域をつくっていく。そういった取組をバックアップできる社会教育主事でありたいと思います。

## 地域の可能性！ ～子ども×企業 おおだ共育共創ラボの取組～ 大田市教育委員会 派遣社会教育主事 福本修司

大田市では、教育魅力化の取組のひとつとして、教育課程外で地元の高校生と地域にある企業人が関わりながら、高校生が中心となってプロジェクトを生み出していく「共育共創ラボ」を進めています。

この取組の中で大人の役割として、①高校生の対話の相手としての存在②高校生のプロジェクトに対して、必要な知識やスキルをその道のプロとして提供してくれる存在③高校生のプロジェクトに対するスポンサーとしての存在を期待しています。この活動を開始して約1年。途中、大きな自主イベントの成功もあり、ラボに参加する高校生と地域の企業人との関係性も醸成されてきて、毎週火曜日の放課後に行う活動の場には、当たり前のように一緒に時間を過ごす高校生と大人の姿があります。

また、この活動を通して、これまでつながっていなかった地域の企業人同士のつながりも生まれ、高校生のためにと集まった大人が新たなチームとなり、地域の企業人チームのプロジェクトが生まれそうな兆しも見えてきました。

学校×地域、子ども×地域というキーワードは、これまでも重要なこととして使われてきたものですし、これからさらに重要視されるものであると認識しています。様々な取組を行う上で、地域をどうとらえ、地域のどの部分を切り出すのかによって、その活動がものになるかを決めることになると考えています。

今後も、子供たちと地域をつなぎ、子供も、地域の大人も育つ場づくりができる社会教育主事としてがんばります。



## 川本町の取組

### 「地域の教育資源を大切にした教育活動のコーディネートと支援」 川本町教育委員会 派遣社会教育主事 竹田 進吾

派遣社会教育主事として川本町の社会教育に携わるようになり、当然のことではあります。学校はもちろん、地域でもがんばっている子供たちや地域で活躍しておられる大人の方に出会う機会が多くなりました。

今年の夏、町内の子供たちを対象とした2泊3日のサマーキャンプを実施しました。そこでは、炊飯活動や川遊びや座禅体験など、様々な体験活動をとことん行いました。地



☆☆☆事務所だよりカラー版を島根県教育庁浜田教育事務所 HP に掲載していますのでご覧ください☆☆☆

域住民の協力のもと島根中央高校の生徒もボランティアスタッフとして加わり、自然の豊かさを満喫しながら、世代を超えた交流の中、地域の魅力を再発見することができました。地域住民がふるさとの教育資源を次世代に伝え、守っていこうとする姿と子供たちの感性への働きかけに心を打たれたキャンプでした。

先日、ある事業で、親子登山を行った時のことです。その日は、あいにくの天気です。山には霧がかかり、辺りは真っ白でした。でも、子供たちは「僕たち今、雲の中にいるよ！」ととても楽しそうです。すると、あるお父さんの「つかめるかな？」の一言に、今度は子供たちが雲（正式には霧）をパクパク食べようとします。登山をしながら親子での会話は、ますます弾んでいきます。一方では、1つの木の実を大切に手のひらにのせて、会話をする親子の姿もあります。親子の絆がどんどん深まっているのを感じた瞬間でした。

これらは、たくさんの取組の中のほんの一部にしか過ぎません。ここ川本には、人が魅力を感じる自然や文化などの教育資源があり、地域のつながり・支え合いがあり、人と人、人と自然をつなげる食があり、こうした面白い地域の今に思いを馳せた歴史などのステージがたくさんあります。これまでに、地域の方から、こんな言葉をいただきました。「ネットワークができれば楽しみは多いし、つながって協力し合える。」「地域づくりであれば、みんなで楽しく続けられる。」本当にありがたい気持ちでいっぱいになりました。

私は、これからもこうした地域で行われる様々な教育活動を通して、地域にどっぷり浸かり、五感でふるさと感じることが出来る人、郷土への愛着と誇りが持てる人、自分が暮らしている地域のために貢献できる人、そして、将来は地域と共に未来を切り開いていってくれる人を育てていきたいと思っています。

## 学校における働き方の見直しとは 川本町教育委員会 派遣指導主事 田中 淳

川本町教育委員会での勤務が2年目になりました。

今年度開催した町内小、中学校教職員対象の川本町教育研修会について紹介します。8月8日（木）に先生の幸せ研究所 代表 澤田真由美氏を講師としてお招きし、「学校のための WLB（ワーク・ライフ・バランス）～川本町立学校における働き方見直し～」と題してご講義いただきました。

地域、保護者などから学校教育に期待されることは多様になり、教職員の多忙感が高まっています。その中で働き方改革について考えた時、「仕事量が減らないのに働き方改革を進めることなんて・・・！」こんな声を耳にすることが多く、働き方改革のハードルが少し高いように感じています。

講義の中では、

- ・働きやすさは時間と心のゆとりであること
- ・教職員の『本音』がスムーズな業務の『改善』に繋がること
- ・現状を確認し、前例踏襲を疑ってみることが大切であること
- ・地域、保護者との連携も教職員の負担軽減に繋がること
- ・部分の解決は思いもよらない課題を生むことがあるということ

などの話があり、とても参考になりました。

また、グループワークでどんなことが働き方改革に繋がるのかを、教職員及び教育委員会が一緒になって考えたことで、「こんなことから始めれば良いのか！」と、働き方を見直すヒントを得ることができました。そして、働き方改革のハードルを少し低くすることもできたように感じました。

今年度も残り数ヶ月、各学校と連携をとり、少しでも学校を支えていければと思います。

